### 議 事 概 要

会議名	令和 6 年度第 2 回肝付警察署協議会
会議日時	令和6年11月14日(木曜日) 午後2時55分~午後5時15分
会議場所	肝付地区交通安全協会会議室
出席者	1 協議会 会長代理以下 4 人(欠席 3 人)
	2 署 署長以下8人

## (会議の概要)

- 1 会次第
  - (1) 開会
  - (2) 会長挨拶
  - (3) 協議
    - ア 肝付警察署管内の治安情勢と取組状況の説明
    - イ 署長から協議会委員への諮問、協議会委員による答申等
    - ウ 委員からの意見・要望・質疑
  - (4) 警察業務の紹介
  - (5) 閉会
- 2 署長から協議会委員への諮問、協議会委員による答申等

諮問事項:県民の信頼回復に向けた取組について

### 【署長】

県警察では、一連の不祥事を巡り、本年8月2日、再発防止策を公表し、この中で再発防止の4本の柱を掲げております。

1点目は、「職責の自覚と職務倫理の養成」です。

具体的には、部外講師による講話や不祥事による被処分者の体験談等を題材にした研修の実施であり、当署では、教育長や寺の住職を招聘し、講話の受講や禅寺における精神修養体験を実施しました。

2点目は、「個人情報保護の意識向上」です。

具体的には、警察情報へのアクセス権限の見直しや不正照会防止のチェック機能の強化であり、個人情報保護の重要性の認識を高めるため、警察本部の情報管理課等による継続的な指導教養が実施されます。

3点目は、「的確な指揮統率と組織的対処強化」です。

具体的には、警部以上に対する「部下からの匿名評価(多面観察)」や人事交流の活性化であり、「部下からの匿名評価」とは、働きやすい職場環境を構築することを目的に、幹部職員を部下職員が多面的な評価を行い、その結果を被評価者本人にフィードバックし、マネジメント能力の向上を図るというものです。

4点目は、「県民への誠実な姿勢」です。

具体的には、相談や苦情への対応強化と情報公開の推進です。

以上4点のほか、全職員が組織改革に参加する「改革推進委員会・研究会」が創設されております。

委員会は、警察本部で、本部長、各部長等で構成し、研究会は、県内全警察署、本部各課に設置し、警部補以下の有志で構成しており、組織上の課題(研究会における意見要望等)を、直接本部長へ提言するという仕組みです。

当署では、県民の信頼回復に向けた取組として、只今御説明申し上げた再発防止策による組織改革に努めるほか、次の事項を取組課題としております

「地域に根ざした警察」=(イコール)「管内住民との良好な関係の構築」、「住民の防犯・交通安全意識の向上」=「各種広報媒体を活用した防犯・交通安全の情報の提供」、「事件・事故、苦情・相談・要望への適切な処理・対応」=「解決、不安解消に向けた警察活動の推進」に真摯に取り組んで結果を出すことと考えております。

県民の信頼回復に対する当署の考え方について、委員の皆様の御感想、お考え、思い、 御意見・御要望等、何でも構いませんのでお聞かせ願います。

## 【委員】

この協議会に出席して、初めて、警察の仕事内容を知りました。

「当たり前のことができない。」という今の時代に、警察が大変な仕事に取り組んでおられることに感謝しております。

## 【委員】

警察官の姿を見ると、大変な仕事をされていると思います。

県警察の不祥事については、人間なので過ちを起こすこともあると思いましたが、起こした者は、「家庭が壊れる。」、「家族が路頭に迷う。」という考えはなかったのでしょうか。

自分の欲望を抑え切れなかったのだろうと思います。

## 【委員】

優秀な人ほど、事を起こしているように思います。

## 【委員】

枕崎署の事件は、情報を吸い上げて捜査を進めていくべきだったと思います。

#### 【委員】

個人情報について。住民は、警察官から聞かれたことは話しているのに、警察官は、 自分のことを話さない(名乗らない)というのは、おかしいと思います。

#### 【委員】

高齢者は、いまだに「お巡りさんは怖い。」というイメージを持っていますが、駐在所の方が、地元に溶け込もうと頑張ってくれています。

## 【委員】

警察の広報活動を、スポーツ少年団と一緒にしてほしい。子供たちが喜びます。

### 【委員】

誇りを持って、業務に取り組んでほしい。

県民の信頼回復に励んでほしい。

#### 【署長】

委員の皆様から御意見を賜り、組織で共有すべき御意見は、本部に報告するとともに、 当署の取組課題に真摯に取り組んで信頼回復に努めてまいります。

## 3 委員からの意見・要望・質疑

(1) 第一回協議会時の要望に対する取組結果報告

ア 道路中央部分を走行する工事車両への指導取締り要望について

岸良高山線ですが、「森林の伐採工事が始まり、工事車両が道路の中央部分を走行してくることがあるために危険を感じる。」と意見をする方が多くいるようです。 何らかの対策をしてほしい。

## 【交通課長】

伐採木を運搬するトラックについては、組合がないため、関係機関である鹿屋市の大隅素材生産協同組合の理事長に委員の要望を伝えたところ、「私が知っているドライバーや大手の企業に伝え、規制速度内で運搬するように働き掛けます。」との回答をいただきました。

また、肝付町後田の採石場を通じて、大隅採石協同組合に対して、「岸良高山線を高速で走行するトラックについて、地域住民から恐怖を感じる旨の声が上がっていることから、運転手に対する交通法令遵守の呼び掛けをお願いします。」と依頼しました。

その後、肝付町議会の議員から「最近採石を運搬するトラックのスピードが遅くなっている。」とお聞きしました。

## 【委員】

道幅が狭く、トラックが大回りするため、びっくりしてしまう現状です。

## 【署長】

引き続き、関係機関への申入れや交通広報等を実施してまいります。

イ インターネットを利用した犯罪に対する肝付署の取組状況及び教育機関と連携し たインターネット教室の開催要望について

ネット通販のトラブルやワンクリック詐欺等の「インターネット犯罪」が多様化していて、未成年が犯罪に巻き込まれる事件もありますが、肝付警察署では、どのような対策を行っていますか。

可能であれば、教育関係機関と連携して、インターネットの使い方、SNSに写真を投稿する際の危険性等の教室を開いてもらえたら有り難いです。

## 【生活安全刑事課長】

第1回協議会後、国見中学校において、情報モラル講話として、SNS等のネットの正しい使い方について講話を実施しました。

そのほかにも、波野中学校や楠隼高校で実施した薬物乱用防止教室の際にも、SNS等のネットの正しい使い方についての指導を行っております。

今後も児童が被害に遭わないように、ほとんどの小・中学校で実施している不審 者対応訓練の際に、SNS等のネットの正しい使い方についても指導します。

各校に対し、事例等の情報提供、各自治体への情報提供による防災無線や広報紙等を活用した広報依頼等を実施してまいりたいと考えております。

(2) 役場の防災無線を活用した交通事故防止の広報について

### 【委員】

肝付警察署では、パトカーによる巡回アナウンス、役場の防災無線での防犯・交通 安全情報等の放送をしていただき、ありがとうございます。

交通事故防止について、例えば、信号無視、運転中の携帯電話の使用、信号機のない横断歩道で渡ろうとしている人がいても、8割の車が止まらないなどの交通違反例を挙げて、「交通ルールを守りましょう。」などの放送を、町の協力をいただき放送回数を増やせないでしょうか。日本一事件、事故の少ない町を作りたいものです。

## 【交通課長】

肝付警察署では、交通事故抑止に向けた交通違反取締りを実施しているほか、 パトカーでの活動に際し、交通安全メッセージほか、各期の交通安全運動等を町 に防災無線での広報を依頼しています。

交通事故抑止の4Eとして、「Education(教育)」、「Engineering(工学)」、「Enforcement(法の執行)」、「Environment(環境)」があり、これらの対策を講じていくことが交通事故抑止につながります。

教育は、運転免許更新時講習や交通安全講話、法の執行は交通指導取締り、環境については、交通規制等であり、警察としては、これらを推進し交通事故抑止に努めているところであります。

また、交通事故実態や抑止対策を効果的に多くの方に周知していただくため、引き続き防災無線をはじめ、あらゆる広報媒体を通じた広報、関係団体等と連携した街頭活動も併せて実施してまいります。

# 【委員】

信号機のない横断歩道に横断者がいても、車は止まらない。

トラックは、速度を出し過ぎていると思う。

携帯電話の違反者は、警察官の姿を見たときだけ電話機を隠している。

このようなことが目に付くので、今以上に交通ルールを守るよう役場の防災無線を活用して広報してください。

## 【委員】

交通事故と犯罪発生の抑止のため、防犯カメラの設置が必要だと思います。

#### 署長】

役場の担当者と対話する機会に、住民からの要望であることを伝えます。

(3) 「子ども110番の家」について

## 【委員】

「子ども110番の家」について教えてください。

また、簡易郵便局において、「子ども110番の家」に協力を考えていますが、どのような手続をすればよいでしょうか。

### 【生活安全刑事課長】

「子ども110番の家」は、子供が犯罪等の被害に遭ったり、又は遭いそうになった場合に、「犯人や不審者から逃れるための緊急避難所」、「警察への通報場所」として、学校の通学路やその周辺にある民家や商店に対し、協力をお願いしている施設になり、警察署長が委嘱しています。

本県では、平成9年から運用が開始され、現在、県内で3,627か所、肝付署管内で66か所(事業所65か所、個人宅1か所)の協力をいただいております。

委嘱された施設は、子供たちに分かりやすいように、黄色と緑色ののぼり旗等を掲示していただき、委嘱箇所については、県警察ホームページに所在地を掲載させていただきます。

選定基準として、通学路や公園等、子供が通行する場所周辺に位置することのほか、「県警あんしんメール」の登録や「子ども110番の家」駆け込み訓練への参加等、警察の取組に協力が得られる者等、いくつかの基準があり、担当の生活安全係で確認を行いますので、是非御検討をお願いします。

そのほか、当署の独自の取組として、防犯協会や安全運転管理協議会の支援を得て、「交通安全・防犯ながら見守り活動中」のマグネットシートを配布し、ながら見守り活動を実施しています。

同取組は、「移動式子ども110番の家」としての機能も有していることから、

今後も当署としては、関係機関の協力支援をいただきながら、普及拡大に努めて まいりたいと考えています。

## (4) 信号機の設置等について

## 【委員】

東串良町新川西の信号機は、朝日で判別できません。

東串良町川西のJA鹿児島きもつきライスセンター先の十字路交差点は、交通事故が多いので、点滅信号機を設置できないでしょうか。

#### 【交通課長】

朝日で判別できない信号機についてですが、信号灯火は、道路交通法施行規則により150メートル前方から識別できる光度となっておりますが、季節や時間帯によっては、太陽光線の影響で灯火が見えづらくなる場合もあることから、灯器のLED化、背面板の設置や進路右側部分への灯器の増設等の対策が検討されます。

新川西の信号機は、既にLED灯器が設置されていることから、背面板の設置が有効と考えられますが、背面板は、信号灯器設備の面積が広くなることで、強風により灯器の角度がズレてしまい、視認性が悪化してしまうという施設管理上の問題が懸念されます。

進路右側部分に灯器を増やすことついては、警察本部と連携しながら、増設の可否やその効果の検証を行うことになりますが、灯器の増設が行われたとしても、太陽光の影響による幻惑は完全に解消されるものではなく、信号灯器のみならず、ほかの車両や歩行者に関する危険察知が遅れるケースもありますので、ドライバーの皆様には、「速度を落として走行する。」、「車のバイザーを活用して視界を確保する。」などの安全運転に努めていただくようにお願いいたします。

次にライスセンター先の十字路交差点への信号機設置についてですが、一灯式点滅信号機は、遠くから灯器を認識しやすいというメリットがある一方で、機器の障害や停電が発生した場合には、「灯火が滅灯する。」、あるいは「灯器が車道中央部上空の高い位置に設置されていることから、見落としが発生しやすい。」などのデメリットがあり、必ずしも交通事故抑止効果が上がるとは言えないことから、県内のみならず全国的にも、一時停止等による代替対策が執れる場所については、一灯式点滅信号機を撤去する方向で検討を進めるとともに、新たな場所への設置については、一灯式専用の制御器が製造されなくなったことから実施していないところであります。

要望箇所については、過去10年で7件の交通事故が発生しておりますが、車のライトに反射することで視認性が高まる高輝度の一時停止標識、路面には、ドライバーに注意喚起を促すための強調表示がそれぞれ設置されており、同対策が執られた令和4年以降の交通事故発生はないことからも、十分な事故抑止対策が執られているものと考えておりますが、引き続き、道路管理者と連携しながら、交通環境に応じた適切な安全対策を講じていくように努めてまいります。

#### 【委員】

信号機のない交差点では、交通事故が多く発生していると思われるので、交差点の手前に交差点があるという予告表示みたいなものが設置できないのでしょうか。 【交通課長】

道路管理者である県や町へ、「交差点あり」の道路表示を要望している場所もあります。

## (5) 交通違反について

# 【委員】

矢印のある左折レーンの直進は、違反になるのでしょうか。

### 【交通課長】

進行方向別通行区分標識等により、進行方向が左折と指定されている車線を直進した場合、指定通行区分違反となります。

左折レーンからの直進以外にも直進レーンからの左折や右折レーンからの直進、左折も同様に指定通行区分違反となります。

この指定通行区分には除外規定もあり、「特定小型原動機付自転車、軽車両(自転車)、二段階右折交差点において右折又は左折する一般原動機付自転車は除く。」とされ、また、緊急自動車に進路を譲る場合や道路の損壊、工事等により、やむを得ない場合も除かれるとされています。

交差点の誤った通行や急な進路変更は交通事故につながりかねません。

街頭指導や交通講話等を通じ、指定通行区分を含む交通法令の広報、周知に努めて まいります。

## 【委員】

「黄色の道路標示の区分で進路を変更すると交通違反となる。」ということは分かりますが、白色表示での進路変更は、交通違反とはならないのでしょうか。

# 【交通課長】

後方車両の進行を妨げないように、合図を出して安全確認をしてから変更していただくことになります。

# (6) ナイトスクールの実施について

# 【委員】

高齢者が夜間交通事故に遭わないように、ナイトスクールを実施してほしい。

## 【交通課長】

昨年、夜間歩行中に交通事故に遭い亡くなった方全員が、反射材を着用しておりませんでした。

反射材着用の重要性を知らしめるナイトスクールは、当署においても毎年いずれかの地区で実施しており、次回は、来年1月に、高齢者を対象として実施することを検討しております。

4 警察業務の紹介 署員による柔道訓練を視察

備	考
I/ID	٠,